

令和元年6月14日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03245

研究課題名(和文)産科医療補償制度と医療訴訟の比較による医療紛争の救済制度の新たな構築

研究課題名(英文)The Comparative Study of the Obstetric Compensation System for Cerebral Palsy and Medical Malpractice Litigation

研究代表者

我妻 学 (WAGATSUMA, Manabu)

首都大学東京・法学政治学研究科・教授

研究者番号：30211668

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、2009年に設立された分娩に関連した脳性麻痺の救済制度である産科医療補償制度を主に原因分析報告書に基づいて行っている。あわせて、アメリカ(バージニア州およびフロリダ州)、韓国などにおける産科医療保障制度など類似の補償制度の比較法的考察を行っている。

医療訴訟件数と比較すると、産婦人科に対する訴訟件数は、横ばいであり、産科補償制度による早期の救済を求めていると推察できる。原因分析報告書が2018年12月末現在、公表されているのは、2,204件であり、報告書の公表は、以前より迅速化されている。補償制度だけではなく、組織的に原因分析を行っている制度は、比較法的にも他に例がない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

産科医療補償制度に関し、脳性麻痺の及び医療訴訟との比較及び類似の外国における補償制度と比較して研究している点に学術的独創性があり、社会的意義を有するといえる。

研究成果の概要(英文)：The Obstetric Compensation System for Cerebral Palsy was founded in 2009. This is a no-fault compensation scheme in Japan. The purpose of the system is to compensate for the economic and psychological burden and to analyze the cause of cerebral palsy for preventing the recurrence of similar cases. I analyze the cause of cerebral palsy based on annual report and report of analyzing the cause of cerebral palsy. I also conducted comparative study of similar system in United States and Korea.

The number of cases of alleged medical malpractice that actually reach the court is around 1,000 since 2009. Therefore most of cases are handled by the Obstetric Compensation System for Cerebral Palsy.

研究分野：民事手続法

キーワード：産科医療補償制度 医療事故調査制度 医療事故の原因分析 無過失補償

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として、2009年に産科医療保障制度が創設されている。

(2)アメリカ(バージニア州及びフロリダ州)、韓国などでも類似の補償制度が運用されており、その後において、スコットランド及びイングランドにおいても類似の制度の導入が検討されている。

(3)医療訴訟をめぐる、防御的医療など医療現場の対応、特に患者およびその家族だけではなく、医師、助産師および看護師など医療従事者の負担も社会問題化している。

2. 研究の目的

産科医療補償制度と医療訴訟との比較を行うことによって、産科医療保障制度の現在の課題とよりよい救済制度の構築を目指す。あわせて、原因分析との関係で、医療事故調査制度も研究対象とすることによって、脳性麻痺の児および家族の早期の補償だけではなく、再発防止についても検討する。

3. 研究の方法

主に産科医療補償制度における原因分析報告書などを基に個別事件の原因分析を行うとともに、アメリカ、韓国などの類似の制度を導入している国との比較法的考察を行っている。訴訟との比較に関し、司法統計年報など公表されている統計資料の他、医療訴訟を担当している裁判官及び弁護士などに聞き取り調査を行っている。あわせて、2015年に導入されている医療事故調査制度に関しても考察を行っている。補償制度と医療事故の原因分析は、医療安全の両輪だからである。

4. 研究成果

(1)産科医療補償制度の審査件数は、2018年12月末現在、総計3,459件であり、補償対象となったのは、2,592件である。これに対し、訴訟で賠償交渉が行われた事案(57件)および訴訟外で行われた事案(51件)総計107件に過ぎない。したがって、大部分の事案は、時間がかかり、費用もかかる訴訟ではなく、産科補償制度による早期の救済を求めていると推察できる。医療訴訟は、専門性が高く、訴訟になった際も産科医療補償制度の原因分析報告書が訴訟においても有益であると指摘されている。

(2)原因分析報告書が2018年12月末現在、公表されているのは、2,204件である。原因分析報告書の作成・公表が、以前より迅速化されていることがわかる。科学技術の発展にともない、遺伝子などの解明も急速に進歩しており、遺伝子の異常と脳性麻痺との関連性なども問題となっている。したがって、今後は、脳性麻痺の児の両親に対し、どこまで遺伝子検査など必要とするのかも検討してゆくことが問題となろう。

(3)産科医療補償制度に特化して、補償をしているアメリカ(バージニア州及びフロリダ)などのような国も他にはあるが、我が国のように原因分析を組織的に行い、再発防止を図っている国は、調査した限りではなかった。イギリスにおいても無過失補償制度の導入が検討されていたが、予算の手当が困難であるとして、いったん導入に関し、断念されている。しかし、2016年末に分娩の医療体制を向上させるとともに、原因究明と早期の救済制度を再び検討するとされており、今後も比較法研究を継続したい。

(4)研究対象を産科医療補償制度だけではなく、2016年から医療事故原因の報告・調査制度にも広げて行っている。医療事故調査制度が2015年から開始され、予期せぬ死亡事例に関し、院内事故調査が行われている。事故原因の報告・調査・再発防止は、医療安全を向上するための両輪であり、産科医療補償制度における原因分析と共通するからである。

(5)イギリスにおいても医療事故調査制度が設立され、原因分析を組織的に行っている。医療従事者に対する聞き取り調査と訴訟などの証拠資料との関係に関しても議論がなされていることも注目される。2019年に法曹倫理国際シンポジウムで、「英米の秘匿特権と通信秘密保護の制度」に関し報告している。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 6件)

我妻学「弁護士会照会に対する報告を拒絶する行為と同照会をした弁護士会に対する不法行為の成否(消極)[最高裁平成28.10.18判決]」査読あり、金融商事判例1538号(2018)

我妻学「医療事故調査制度の比較法的考察」査読あり、年報医事法学23号115頁~121頁(2017)

我妻学「弁護士会照会に対する報告を拒絶する行為と同照会をした弁護士会に対する不法行為の成否(消極)」査読あり、私法判例リマークス55号46頁~49頁(2017)

我妻学「Zuckerman, Zuckerman on Civil Procedure and Andrews, Andrews on Civil Procedure」
査読あり、民事訴訟雑誌 62 号 173 頁～183 頁（2017）
我妻学「アメリカにおける医療安全と秘匿特権」査読なし、首都大学東京法学会雑誌 56 巻 1
号 229 頁～255 頁（2016）
我妻学「近藤昌昭＝石川紘紹『医師の説明義務』に関する若干のコメント」査読なし、判例時
報 2257 号 14 頁～17 頁（2015）

〔学会発表〕(計 3 件)

我妻学「英米の秘匿特権と通信秘密保護の制度」法曹倫理国際シンポジウム（国際学会）2019
年

我妻学 New Reporting and Investigation of Medical Accident in Japan
The 6th International Conference on Evidence Law and Forensic Science, 2017 年（国際学
会）

我妻学「シンポ 医療事故調査制度」日本医事法学会 2016 年

〔図書〕(計 2 件)

我妻学「医療ネグレクトと審判前の保全処分」民事手続法の現代的課題と理論的解明 579 頁～
594 頁（総頁数 882 頁）(弘文堂、2017)

我妻学「医療事故情報と医療訴訟」民事責任の法理 619 頁～649 頁（総頁数 882 頁）(成文堂、
2015)

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。